

住友生命の 指定通貨建 一時払個人年金保険

5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険(一時払い)(23)



商品のしくみと特徴

「指定通貨」とは、5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険(一時払い)(23)普通保険約款に定める選択通貨(米ドル・豪ドル・円)のことをいいます。

Point 1 守られる安心

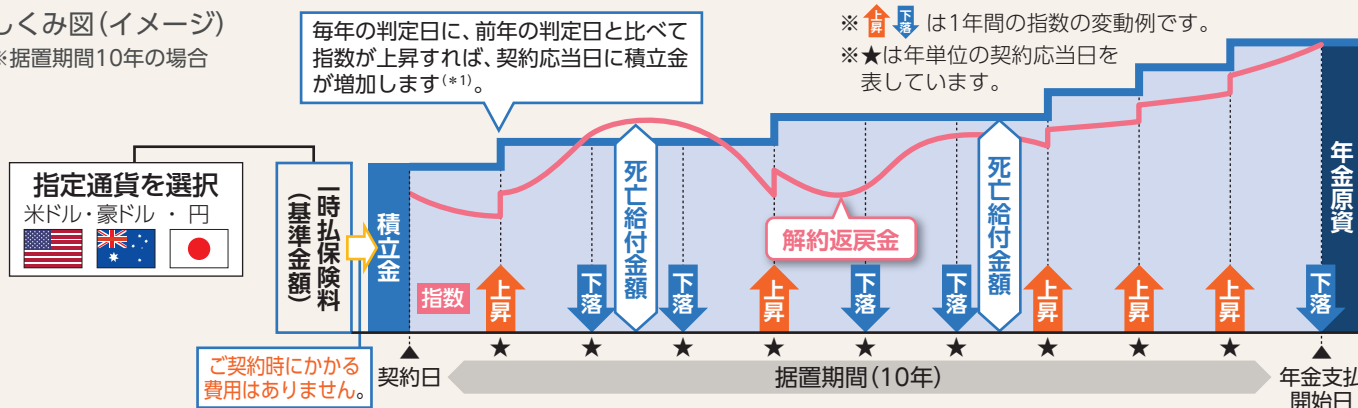
●指数が下落した場合でも、積立金は指定通貨建で減少しません。

Point 2 毎年増やせるたのしみ

●1年間の指数の上昇率に応じて積立金が指定通貨建で増加します。
●据置期間中、積立金を毎年増やせるチャンスがあります。

しくみ図(イメージ)

※据置期間10年の場合



※「たのしみグローバルIII(指数連動プラン)」は指定通貨建の個人年金保険であり、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。
※解約返戻金額には市場価格調整および解約控除が適用されるため、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
(*1) 積立金の増加率は「1年間の『指数の上昇率』×連動率」となります(ただし、下限(0%)があります)。そのため、積立金の増加率は、指数の上昇率とは異なります。また、ご契約時に設定した連動率は据置期間満了まで変動しません。

ご契約の諸基準

指定通貨 据置期間	米ドル		豪ドル		円		
	5年	10年	5年	10年	5年	10年	
契約年齢範囲(*2)	確定年金	0歳～90歳	0歳～85歳	0歳～90歳	0歳～85歳	0歳～90歳	0歳～85歳
	年金総額保証付終身年金	35歳～90歳	30歳～85歳	35歳～90歳	30歳～85歳	35歳～90歳	30歳～85歳
払込金額の取扱単位	米ドル:1セント単位 豪ドル:1セント単位 円貨:1万円単位						
年金種類	5年・10年・15年確定年金、年金総額保証付終身年金						
最低払込金額	米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円						
最高一時払保険料(*3)	15億円						
保険料払込方法	一時払いのみ						
告知	なし(告知、医師による診査不要)						
主な付加できる特約等	保険料円貨払込特約(一時払い)、保険料選択外通貨払込特約、円貨支払制度			-			
	ご家族登録サービス、保険契約者代理特約、被保険者代理特約						

(*2) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。

(*3) 最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートを用いて一時払保険料(基準金額)を円換算した金額(払込通貨が円貨の場合は円貨払込額)にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。

※金利情勢によっては、新規契約の取扱いができないことがあります。

商品の概要

保障内容	お支払内容	お支払理由	お支払金額	受取人
	死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人
年金	被保険者が年金支払開始日に生存されているとき	年金支払開始日の前日における積立金額に(積立金の増加率+1)を乗じた金額を年金原資として、年金支払開始日における計算基礎率(予定利率・予定死亡率等)により定まる年金額	年金受取人	
解約返戻金	あり	配当	あり(5年ごと利差配当)	

●本商品は被保険者が高度障害状態になられたときの保険金のお支払いはありません。

この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項

お客様にご負担いただく費用は以下のとおりです。

●契約後にかかる費用

- ・死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率や連動率の計算にあたってあらかじめ差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。
- ・上記費用のほかに、お客様が間接的に負担する費用として、指数関連費用があります。指数関連費用は、指数の上昇率を計算する際に差し引かれる費用で、本費用を間接的に負担していることとなります。指数関連費用の内訳は次のとおりです。

	水準	概要
指数手数料	年率0.2%	指数の開発、組成、計算を行うための費用。その他指数を運営するうえで各種規制への対応およびモニタリング等にかかる費用が含まれます。
取引費用	(*)1	指数の各投資対象資産に資産配分する際に必要となる費用。(実質的に有価証券等を売買することに伴う費用)

- (*)1 費用の発生前に水準を確定することが困難なため表示することができません。
- (注) 法令、規制方針の変更およびその他の理由により、各種費用の水準は将来変更することがあります。
- ・解約返戻金額を計算する際は、基準金額(*)2に一定割合(契約日からの経過年数に応じた所定の控除率:米ドル建・豪ドル建で契約の場合 5.0% ~ 0.5%、円建で契約の場合 2.00% ~ 0.08%)を乗じた金額を差し引きます(解約控除)。
- (*)2 減額(一部解約)の場合は、減額(一部解約)部分に対応する金額となります。
- ・※実際の控除率は、ご契約時の積立利率や契約日からの経過年数等によって異なります。
- ・年金支払期間中は、年金を管理するための費用として、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に差し引きます。(2025年4月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。)

●通貨を換算する場合にかかる費用【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客様のご負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート(*)3	
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	TTM(*)4 - 50銭	(*)3 住友生命所定の為替レートは2025年4月現在のものです。今後変更することがあります。
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM(*)4 + 50銭	(*)4 TTM(対顧客電信売相場)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値となります。
配当金を指定通貨(米ドル・豪ドル)で受け取る場合	指定通貨のTTM(*)4 + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM(*)4 - 25銭	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドル・豪ドル)で払い込む場合		

- ・TTS(対顧客電信売相場):お客様が円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート
- ・TTB(対顧客電信買相場):お客様が外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート
- なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができません。

●外貨のお取扱いにかかる費用【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

保険料を指定通貨(米ドル・豪ドル)または指定通貨以外の外貨(米ドル・豪ドル)で払い込む際や、年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨(米ドル・豪ドル)で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します(*)5。市場価格調整および解約控除により、**解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

(*)5 具体的には、解約時(減額時)の市場金利が契約時と比較して上昇した場合には解約返戻金額は減少し、逆に、低下した場合には増加することがあります。

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合には、年金支払開始時または請求時の為替レートを適用するため、**為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。**

年金額は契約時には定まっています。

積立金額は毎年の指数の上昇率に応じて計算される積立金の増加率(*)6に基づいて契約応当日ごとに増加しますので、契約時点では将来の積立金額は定まりません。また、将来受け取る年金額は年金支払開始日の前日における積立金額に(積立金の増加率+1)を乗じた金額を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率(予定利率、予定死亡率等)により計算されます(年金支払開始日の繰下げ(*)7を行った場合の積立金額および年金原資は異なる方法で計算します)。そのため、年金額は契約時には定まっています。

(*)6 積立金の増加率は、指数の上昇率に連動率を乗じて算出するため、指数の上昇率とは異なります。

(*)7 指定通貨が円貨の場合は取り扱いできません。

■その他ご注意いただきたい事項

この保険にはクーリング・オフ(*)8の適用があります。ご契約の申込日または「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録(*)9によりクーリング・オフができます。

【米ドル建・豪ドル建の契約の場合】クーリング・オフがあった場合、住友生命に払い込む通貨で、払込金額と同額を払い戻します(*)10。そのため、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨(米ドル・豪ドル)に交換し申し込む場合で、**払い戻された指定通貨(米ドル・豪ドル)を円貨に交換する場合は、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。**

- (*)8 「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。
- (*)9 電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。
- (*)10 指定通貨を円貨とした場合は、円貨で払込金額と同額を払い戻します。

■住友生命が金融機関代理店に支払う販売代理店手数料について

住友生命は保険契約の締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として金融機関代理店に対し、一時払保険料相当額に以下の手数料率を乗じた金額を支払います。この手数料は、住友生命が金融機関代理店に支払うものであり、契約締結前交付書面に記載の「お客様にご負担いただく費用」に追加して別途お客様にご負担いただくものではありません。

指定通貨	米ドル・豪ドル		円	
	5年	10年	5年	10年
据置期間				
初年度手数料率	1.35% ~ 0.05%	3.10% ~ 0.42%	0.78% ~ 0.11%	1.55% ~ 0.20%
継続手数料率	0.30% ~ 0.04%	0.30% ~ 0.04%	0.06% ~ 0.015%	0.15% ~ 0.02%

※継続手数料はご契約から2年目~最長10年目(円建および据置期間5年の場合は最長5年目)までの間、住友生命が金融機関代理店に支払うもので、一時払保険料相当額に継続手数料率を乗じた金額となります。

※実際の手数料率をご契約時の積立利率等によって異なります。

この商品概要書の記載は、2025年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]



株式会社 SBI 新生銀行
〒103-8303
東京都中央区日本橋室町 2-4-3
0120-456-860
https://www.sbishinseibank.co.jp

[引受保険会社]



本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)
〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp

住友生命 検索